

様式第 7 号（第 25 条第 3 項）

年次記号指令第 号

（令 達 先）

年 月 日付で申請のあった については，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定並びに茨城県行政財産の使用料徴収条例（昭和 39 年茨城県条例第 8 号）及び茨城県公有財産事務取扱規則（昭和 39 年茨城県規則第 21 号）の規定により，次の条件を付して使用を許可する。

年 月 日

茨城県水産試験場長

第 1 使用を許可する行政財産（以下「財産」という。）は，次のとおりとする。

記

第 2 使用料は，日額金 円とし，県の発行する納入通知書により納入するものとする。ただし，使用料は，使用期間中といえども変更することがある。

第 3 使用期間は，年 月 日から 年 月 日までとする。ただし，使用期間を変更（更新）しようとするときは，使用期間満了前に文書をもって県に申請するものとする。

第 4 使用者は，この財産を の用に供するものとする。

第 5 使用者は，この財産を使用の目的に従って使用し，善良な管理者の注意をもって維持保全するものとし，この財産の形状を変更しようとするとき又は工作物を増設（改良その他の行為を含む。）しようとするときは，事前に県の許可を受けなければならない。

第 6 この財産に対して保全，修繕，改良，その他の行為をするために要する経費は，すべて使用者の負担とし，使用者は，その負担した経費及びこれによって財産の価格が増加した場合はその増加額についても県に請求することができない。

第 7 使用者は，この財産を他に転貸し，若しくは担保の目的に提供してはならない。

第 8 使用者は，この財産の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は，使用者の責任において損害の発生を防止し，第三者に損害を及ぼした場合は，使用者の負担において賠償しなければならない。

第 9 次の各号のいずれかに該当するときは，使用許可の取消し又は変更をすることができる。

（1）使用者がこの条件に定める義務を履行しないとき。

（2）国，県又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するためこの財産を必要とするとき。

第 10 使用期間が満了した場合又は前項第 1 号の規定により使用許可を取り消した場合においては，使用者の負担でこの財産を県の指定する期日までに原状に回復して県に返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは，県は，直接又は他人をして使用者に代わり

これを執行し、その費用は、すべて使用者から徴収することができる。

第 11 使用者が善良な管理者の注意を怠り、又は不当に使用し、若しくは県が不可抗力と認める以外の理由でこの財産を滅失し、又は損傷した場合は、使用者はその原状の回復及び損害の賠償の義務に任じ、これによって生じた経費は、いかなる名目をもってするも、県に請求しないものとする。

第 12 使用期間が満了した場合又は第 9 項各号の規定により使用許可を取り消し、若しくは変更した場合において使用者に損失を生じても県はこれを補償しない。

第 13 第 9 項の規定により使用許可を取り消した場合においては、使用者は、この財産に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があってもこれを県に請求しないものとする。

第 14 以上の条件に関して疑義があるときは、県の解釈により定めるものとする。

第 15 使用者は、直ちにこの条件を遵守する旨の請書を県に提出するものとする。